

社会的問題としてのごみ問題

－問題の多様性と社会学の役割－

小松 洋

(松山大学)

1. ごみ問題とは何か

1.1. ごみ問題の発生と経緯

まずはじめに、本稿における「ごみ」および「ごみ問題」の包括的な定義をしておこう。本稿においてごみとは、「所有者が不要と認識し、負の価値を付与し、所有権を放棄した（とみなされる）もの」⁽¹⁾、ごみ問題を「ごみによって直接的・間接的に社会に生じる望ましくない状況」と定義する。ごみ問題に関する社会科学的な先行研究は後述のように多数存在するが、ごみ問題の「問題」の部分、すなわち、「社会に生じる望ましくない状況」はきわめて多様性に富んでいる。そうした多様性は、ごみ問題の歴史の変遷の中にも看取することができる。

ごみ問題が、「新しい都市問題（高橋、1980：124-125）」として顕在化してきたのは、1960年代後半から70年代はじめにかけてである⁽²⁾。ごみが「現状におけるゴミの人工処理能力や自然還元力を圧倒して大量化（大型化を含む）悪質化してきた」状況（寄本、1972：79）、「激増するごみに施設の能力が追いつかない、施設建設・確保がままならない、このため、最悪、収集ストップも検討せざるをえない」事態（田口、1999：45）が東京都区部などで発生したのである。すなわち、量の増加と適正処理困難化という、現在のごみ問題にも共通する「社会的に望ましくない状況」が都市部を中心に発生したのである。当時の状況を田口は「第1次ごみ戦争」と表現している（田口、1991、1999）。

第1次ごみ戦争への対処としては、焼却による減量化と分別収集やリサイクルによる排出時点での減量化が進められた。山本によれば、自治体がりサイクルに取り組み始めたのは、昭和40年代の終わり頃からで、昭和53年頃から飛躍的に増加している。そして、1974年から実施された沼津市の事例を、「リサイクルを公共性の高い事業として行政自らが実施し始めたことで他の自治体に大きな影響を与えた」と評価している（山本、1987：39）。

減量化への取り組みやオイルショックによる経済の低迷によって、ごみの排出量は微増を続けてきた。しかし、1980年代半ばを境に排出量が急増するようになる。「第2次ごみ戦争」の勃発である（田口、1999：47-49）。不法投棄や越境投棄も横行するようになる（河北新報報道部、1990）。第2次ごみ戦争は今日まで継続しており、全国規模での問題の発生（田口、1999：33）、ダイオキシンなど化学物質による環境汚染、焼却主義の限界（田口、1998：12-16）などが新たな問題として指摘されている。1990年代に入り「容器包装リサイクル法」（1995年成立）や「家電リサイクル法」（1998年成立）の法制化によって、ようやく循環型社会実現が目指される

小松：社会的問題としてのごみ問題

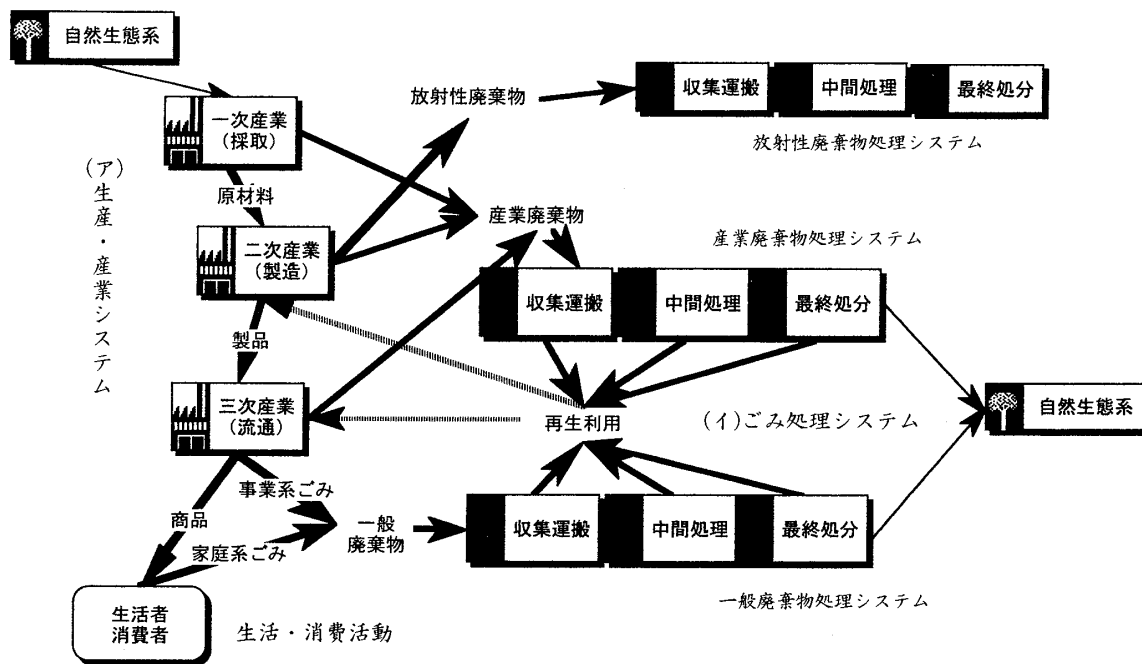
ようになってきた。今後は、生産・産業システムにおける再資源化・ごみ減量化への取り組みがいつそう必要となってくるであろう。

1.2. モノのフローと3種類のごみ

このように、ごみ問題は年代的に大きな変遷を見せており、発生している問題も多様である。本稿では1960年代後半以降の研究に限定し、次の2点に焦点を当てて先行研究を整理したい。モノが有価物として消費され、不要物として廃棄・処理される過程で社会的に発生する（潜在性がある）問題が第一の点である。そして、それらの問題を発生させる社会経済的要因が第二の点である。当該ごみ問題が消費から廃棄への過程のどの時点で発生しているのか、その原因は何か、関与主体は誰かを明確にすることで、ごみ諸問題間の関係が整理できると考えられる。

図1にモノのフロー図を示した。自然生態系から採取された資源は（ア）の「生産・産業システム」によって製品化され、流通の後、消費される。

図1 モノのフロー図



出典：後藤（1997）をもとに、筆者が作成した

生産・産業システムから排出されたごみが産業廃棄物として、「産業廃棄物処理システム」によって処理される。産業廃棄物は事業活動によって生じるもののうち、燃えがら・汚泥など19種類にわけられており（廃棄物処理法第2条）、排出者自らに処理責任がある（同法第3条）。各事業者は自ら、あるいは、専門の廃棄物処理業者に委託してごみを処理することになる。発生する費用は排出事業者の負担となる。

生活者によって消費されたごみが不要物として「一般廃棄物処理システム」によって処理される。市町村は自地域内で発生した一般廃棄物の処理責任を負っている（同法第6条）。各市町村は処理計画を定め（同法第6条）、一般廃棄物の収集と処理を実施している。費用は原則とし

て税金によってまかなわれ、収集する度に住民から処理費用を徴収することはない。住民は居住市町村のルールに従って、ごみを分別し、決められた日時に決められた場所に排出することを期待される。住民が分別ルールを遵守すれば、リサイクルされる資源物が増え、ごみとして埋め立てられる量が減ることになる。

廃棄物処理法の規定外のごみとして「生産・産業システム」からは放射性廃棄物も排出され、処理される。放射性廃棄物の処理には高度の技術が必要で、しかも多大なリスクをとまなう。その処理をめぐる誰がリスクを負担するのかという問題が生じている。

以下では、これらの一般廃棄物、産業廃棄物、放射性廃棄物の3種類について、先行研究を紹介することにしよう。

2. 究極のごみ問題：健康被害の発生可能性

2.1. 健康被害の発生可能性

ごみの大量発生や不適正処理などによって究極的にもたらされる最大のごみ問題とは、健康被害の発生であると筆者は考えている。ごみの処理が適正になされる限り、生活環境の悪化はないはずである。しかし、なんらかの事情でごみが適切に処理されないために、生活環境が悪化し、その結果として健康被害が発生する可能性がある。不法投棄による悪臭や地下水汚染、焼却によって発生するダイオキシンなどの有害化学物質、医療系や放射性廃棄物といった危険な廃棄物の発生など、健康被害発生の原因も被害の範囲もさまざまである。水俣病などの公害事例も、当時としては法律で規定されていなかった産業廃棄物の不適正処理によって生じた健康被害として捉えることができるであろう。さらに、小松は、最終処分場が満杯となることで行政の収集・処理サービスが停止し、未収集ごみによって生活環境が悪化する可能性をも指摘している（小松、1994：393-394）。

2.2. 労働環境と健康被害

ごみ処理過程における健康被害は、まず作業員に発現する。さらに、不適正処理によって周辺住民へ拡大することもある。

川上は、一般ごみ収集作業やリサイクル事業に従事する労働者の労働環境における問題点を、調査結果ももとにしながら論じている。そして、腰痛や膝痛、作業現場の騒音、ごみ袋の重さの不均質性に起因する肉体疲労、分別不徹底による作業効率の低下などを問題点として指摘している（川上、1998：16-19）。

鈴木は、アメリカ海軍航空母艦「ミッドウェイ」の改修によって発生した石綿（アスベスト）放置の問題を報告している。問題の発端は改修工事を請け負った業者が、改修で発生した石綿を含む廃棄物を横須賀市内に放置したものであった。鈴木は、石綿に何の規制もかけていない廃棄物処理法、処理行政のずさんさと、沖縄での同様な工事では廃棄物処理の基準を決めていた在日アメリカ軍の対応、およびアメリカ軍に対する監督指導をしてこなかった日本国政府の

対応を批判している。また、ベトナム戦争や朝鮮戦争当時の下請け作業員は「石綿作業のさいは『手拭いのマスクやガーゼマスク』といった身震いのするような恰好で従事していた」と労働環境の貧困さも指摘している（鈴木，1987：67-69）。

川上の事例はごみ収集過程において作業員に生じる健康被害の可能性を指摘するものである。鈴木の実例は、改修作業時（産業廃棄物発生時点）および町中への放置というずさんな処理（収集処理過程時）によって、作業員のみならず周辺住民への健康被害が発生するという二重の危険性を指摘するものといえよう。

2.3. 危険なごみの処理に伴う健康被害

処理段階で特に危険な廃棄物として、医療廃棄物と放射性廃棄物が挙げられる。医療廃棄物を田中は、「病院・診療所・保健所・登録衛生検査所・医療関係研究所・医療関係教育機関・動物病院等より排出される廃棄物で、事業系一般廃棄物を含む各種廃棄物」として定義している（田中，1989：46）。医療廃棄物は一般廃棄物あるいは産業廃棄物として処理される。処理の方法としては、「自家処理」「委託処理」「自治体による処理」の組み合わせによる（田中，1995：38）が、適切に処理されなければ、収集作業員や清掃工場の職員が注射針などによって負傷し、肝炎やエイズなどに感染するという事態も発生しうる（田中，1989）。発生可能性のある問題は、怪我の他に、「悪臭等の公害発生」「病原菌などによる二次感染」などが挙げられている（田中，1995：36）。

スリーマイル島やチェルノブイリの事故、わが国においても、原子力船「むつ」の放射能漏れからJCO東海事業所における臨界被爆事故まで、原子力関連施設において事故が相次いで発生している。原子力関連施設は放射能汚染による被害や地域の生態系破壊や大量被爆による人的被害など、リスクのきわめて大きいものである。主として原子力発電所から日常的に発生する放射性廃棄物はこのような危険性を常にはらんでいるといえるだろう。この放射性廃棄物のうち低レベル放射性廃棄物の処理方法として、1970年代半ばには陸地処分のみならず海洋投棄も計画されていた。中島は、1972年に採択され、1975年から発効した「廃棄物投棄による海洋汚染防止に関する条約」で海洋投棄が禁止された高レベル放射性廃棄物の「高レベル」の基準値の問題点を指摘している。そして、「基準というものはともすると、ここまでは投棄して良いということになり易いことを考えると、この基準では α 放射性核種の海洋投棄を奨励することになりかねない」と批判している（中島，1977：35；傍点は本稿筆者による）。永井は、放射性廃棄物が海洋投棄された場合の安全性評価モデルが不確実であるとし、不確実性の除去や安全性の優先を主張している（永井，1981：8）。また、猿橋は、事業所から海底までの諸段階から構成される（海洋投棄）システムが十全ではなく、システムの各段階における課題を解決することが先決であると、当時のシステムを批判している（猿橋，1981：20-21）。一方、横山は、日本政府が計画していた大平洋諸島への核廃棄物の海洋投棄計画が住民の反対運動によって延期された事例を紹介している（横山，1981：22-25）。

なお、日本政府は、昭和59（1984）年版『原子力白書』までは、試験的海洋処分予定地域の地図を掲載してきた。しかし、昭和60（1985）年版『環境白書』以降は地図の掲載をやめ、海

洋処分については「我が国は関係国の懸念を無視して強行はしないとの方針を明らかにしている」と述べている（原子力委員会，1985：90）。その後の『原子力白書』においても海洋処分の可能性を示唆してきた。しかし，1993年4月にロシア政府が，長年にわたる旧ソ連およびロシア政府による日本海等への放射性廃棄物投棄の事実を公表すると，日本政府は投棄の即時中止をロシア政府に求め，環境への影響を調査するにいたる（原子力委員会，1993：75-76）。同年版の『原子力白書』以降には，低レベル放射性廃棄物の海洋処分を示唆する記述はみられない。

現在，放射性廃棄物の保管施設も含む核燃料サイクル施設は青森県六ヶ所村に建設されている。船橋は，六ヶ所村が，東京からみた「周辺部」である青森県の中でも「周辺部」に位置しているという意味で，二重の意味での中心部／周辺部関係において，「周辺部の周辺部」という位置に置かれていると指摘している（船橋，1998：95）。国土開発計画の流れの中で，六ヶ所村が同施設を受け入れざるを得なくなる状況や建設反対運動などの経緯については長谷川が整理している（長谷川，1998）。また，高木は航空機事故などによる同施設からの放射能漏れの危険性を指摘している（高木，1991：149-150）。陸地での処理に関しても，現在世代のみならず，次世代以降へ大いなる負の遺産として，被害の発生リスクが転嫁されることとなるのである。

2.4. 処理施設をめぐる健康被害の可能性

一般廃棄物，産業廃棄物の処理過程でも，周辺住民に様々な影響を及ぼしている。まず，焼却にとまなう問題である。ごみは焼却によって減容化できるので，一般廃棄物・産業廃棄物ともに焼却処理が一般的に行われきた。しかし，焼却時に生じるダイオキシンなどの有害化学物質の発生が問題視されてきている（田口，1998，1999など）。田口は，所沢市，能勢町，新利根町における中間処理施設によるダイオキシン発生の事例を紹介している。田口はまた，最終処分場からのダイオキシン発生の危険性も示唆している（田口，1999：89-91）。

最終処分場からはダイオキシンだけではなく，他の有害化学物質の地下水への浸透や悪臭による生活環境の悪化によって健康被害が発生することが懸念される。最終処分場に敷設してある防水シートが経年劣化によって破れたり，悪質な業者の不法投棄によって周辺環境が汚染されたりするのである。アメリカでは，運河跡地に埋め立てられてきた21,000トンの有害物質が大雨と雪解け水によって流出し，周辺環境を悪化させる事態が1978年に発生した。ラブキャナル事件である⁽³⁾。流出物質に発ガン性が認められたので，周辺住民239家族が当該地域からの立ち退きを余儀なくされた（秋山，1981：39-40）。日本でも，日の出町（東京都）の廃棄物処分場でゴムシートが破損し，井戸水を汚染したり（平田，1993；田島，1995など），長野県の産業廃棄物安定型最終処分場から，出るはずのない排水が認められ，しかも重金属などの有害物質が排水から検出されたと指摘されている（関口，1996：51-74）。磯野は，届け出だけで許可のいらない「ミニ処分場」乱立の問題を指摘している（磯野，1997：32-33）。

このように焼却施設，処分場をめぐるっては，様々な危険性が懸念されるため，その建設が思うように進まず⁽⁴⁾，越境処理という問題が派生的に生じている⁽⁵⁾。河北新報報道部は，千

小松：社会的問題としてのごみ問題

葉・埼玉など首都圏の一般廃棄物が域外処理され、中には東北地方の青森県まで持ち込まれて処分されている例を紹介している。また、首都圏の産業廃棄物が宮城県・山形県・青森県に運ばれて処分されているとも報じている（河北新報報道部，1990：2-69）。首都圏の産業廃棄物は長野県にも持ち込まれ、不法投棄されている（関口，1996；鶴飼，1997）。関口はまた、首都圏のごみを埋め立てるための最終処分場を、周辺住民の意向を無視して長野県内に建設しようとする一部業者と行政の態度を批判している（関口，1996：94-114）。

処分場以外への不法投棄もまた、周辺環境の悪化による周辺住民の健康被害発生原因となる。村田は、1989年に福島県で発覚した産業廃棄物の不法投棄事件を背景として、最終処分場立地難の問題や新たに問題視されてきた医療系や先端産業由来の廃棄物の発生を指摘している（村田，1990：6-7）。藤野は産業廃棄物処理の事業者責任を論じる中で、「事業者の廃棄物処理に対する責任意識の醸成が必要である」と指摘している（藤野，1978：7）。

処理施設をめぐる健康被害（の可能性）の背後にある問題状況としては、不法投棄・不適正処理もさることながら、ごみの大量発生地域である大都市部と受け皿とされてしまう地方との地域格差・地域差別の構造が存在しているといえよう。飯島らは地方自治体の廃棄物行政担当者調査を通して、自治体による一般廃棄物問題・産業廃棄物問題への対応の遅滞、越境処理をめぐる地域格差の問題などを論じている（飯島，1997；堀畑，1997；柏谷，1997；寺田，1997；鶴飼，1997；藤川，1997）。

3. ごみ問題発生 of 社会経済的要因

前節では、究極的に健康被害を発生させる要因としてのごみ問題を整理してきた。本節では、それらのごみ問題を発生させる社会経済的要因を検討する。

寄本は、大量生産・大量消費・大量廃棄をもたらす資本の論理に立脚する生産のメカニズムと、技術的あるいはコスト的に資源化が難しい廃物資源化メカニズムがごみ戦争の原因であると指摘している（寄本，1972：79-82）。柴田は、ごみ問題を都市における大気汚染や水質汚濁に次ぐ「第三の公害」と位置づけ、家庭から排出されるごみの増加と多様化（プラスチック製品の急増など）、産業廃棄物の増大、都市廃棄物（下水処理汚泥、工場排水など）の発生がその背景と論じている（柴田，1979：6-9）。

行政の問題点としては、公共事業推進や優遇税制によってごみ増大に寄与してきた一方で、ごみ処理対策は不十分という国策上の問題点（寄本，1972：82-84）、中間処理施設で焼却・減容する「焼却主義」が、ダイオキシン問題の原因であるとの指摘（田口，1999：68）、自治体の職員不足の問題（四阿，1989：55-57）などが論じられている。

熊本は、1991年に改正された廃棄物処理法では、最終処分場が汚染源になっていることそのものについては、ほとんど対策が講じられていない、と法制度上の不備を批判している（熊本，1995：43）。

具体的な対策として、例えば柴田は、循環システムの形成、汚染者負担原則の適用、法的・

行政的規制の適用、市民の理解と協力、都市構造の改造による収集効率の増強などを挙げた後、「まず廃棄を考え、廃棄物を円滑に処理できるように、廃棄物の量を減らし処理しやすい質のものにするように、生産・流通・消費をコントロールしていく考えに立脚しなければならない」（柴田，1979：10-11）と指摘している。

その他の問題については次節でリサイクル制度の問題点として紹介する。

4. ごみ問題への対策

本節ではごみ問題への対処に関して、リサイクル社会・循環型社会実現への可能性を論じたもの⁽⁶⁾と、一般廃棄物の減量化の可能性を地域社会レベルおよび個人レベルで論じたものにかけて紹介する。

4.1. リサイクル・システムの可能性

リサイクルは図1の、生活・消費活動による分別、ごみ処理システムによる再生利用を経て生産・産業システムまで環流する輪が完結し、さらに「適度」な量の資源化可能物が供給されなければ十全に機能しない。まず、生産者の責任を論じたものをみてみよう。

植田は、生産過程での問題点⁽⁷⁾として、分解しにくい冷蔵庫のような適正処理困難物の発生を指摘し、事業者がリサイクルを考慮した製品設計を実施するようなインセンティブおよび再資源化技術の開発の必要性を指摘している（植田，1981：5-6）。田口は、多くの自治体が、ごみの発生とくに生産・流通・販売にメスを入れずに、技術主義的・施設依存的対応をとっていると批判している。そして、ごみの発生源（生産・流通・販売・消費）に遡及して解決策をさぐる必要性を指摘している（田口，1991：39）。田口はまた、ドイツの「廃棄物の回避及び管理に関する法律」を紹介し、同法の視点が、発生源（生産・販売・輸入）での廃棄物「回避」を基本に、補完的に発生以降における「再使用」「再生利用」の視点を導入している点にあると評価している（田口，1997：42）。

1990年代には、循環型社会を目指した法案が検討されるようになる。寄本は当時、通産省を中心に提案されていた「リサイクル法案」の問題点を論じる中で、「製品が消費者の手にわたる以前の段階において、再利用しやすい製品、あるいは適正処理しやすい製品をつくるように、最大限の努力をすることである」と述べている（寄本，1991：9）。その後、生産者のリサイクルへの責任を義務づけた「容器包装リサイクル法」が1997年4月より本格実施された。しかし、地方自治体の費用負担が増大するなどの問題点が指摘されている（永井，1997；田口，1999；熊本，1999）。例えば、ペットボトルは同法によって自治体の分別回収が規定されているが、永井によれば、大量に市場に出回っているペットボトルの回収コストは他の資源ごみの回収・運搬コストを大幅に上回り、自治体のコスト負担を増やすことになるのである（永井，1997：26）。

浅野他は、現行の廃棄物・リサイクルシステムが抱えている問題をふまえて、「廃棄物・リ

小松：社会的問題としてのごみ問題

サイクルが一体となった健全な物質循環を促進する総合法制枠組み」を提案している。同枠組みの理念は「モノの循環の輪からはずれて環境へ排出されるものが最小化されること」「モノの循環全体にわたり適切な環境保全の対策が講じられること」「モノの循環の上流である生産、販売段階での対応を徹底すること」の3点である（浅野他，1998：55-62）。

資源化可能物が供給過剰になるとリサイクルの輪が途絶えてしまう。例えば1990年代半ばには古紙が集まりすぎたために、古紙価格が暴落し、特に民間の古紙回収業者には廃業を余儀なくされたものもある。このような、供給が需要を上回る状況に対して、寄本は供給の抑制ではなく再生資源の需要を増やすこととリサイクル・コストの負担のあり方を模索することによって問題解決を図るべきであると主張している。そして、需要拡大のためには、再生品を普及させること、生産者サイドで再生資源の利用促進をはかること、再生資源の質を向上させることの3点を公共政策として実施することが必要であると指摘している。また、コスト問題への対応として、トータルなコスト・アプローチ⁽⁸⁾の促進、経済的支援のための財源確保（有料化、課徴金導入、改良型デポジット方式⁽⁹⁾の導入など）を提案している（寄本，1994：10-12）。

4.2. ごみ減量化への構造的要因の検討

リサイクルを進め、減量化を促進するためには、分別ルールのような、排出者個人の外部に存在する構造的要因と、意識や態度といった個人内的要因の両方について検討する必要がある。構造的要因に着目したものとして、谷口の研究がある。

谷口は、目黒区・与野市・シアトル市（アメリカ）の3自治体を対象に調査をおこない、日米のリサイクルシステムにおける包括性の差異や有料化政策が人々の分別行動に及ぼす影響を検討した。日本の調査地点では、資源化可能物の収集は行政主体のものや市民団体主体のものがあつ、多元的である。一方、シアトルでは行政が包括的に収集している。そして、システムの包括性の高いシアトルの方が、目黒区や与野市よりも住民のリサイクル参加率が高いという結果が得られた。谷口は結論として、「地域におけるリサイクルの効率向上を考えた場合には、多元的システムにおけるシステム間の協力や統合といった課題が現実に重要になるだろう」と指摘している（谷口，1996：115-120）。

谷口の知見からは、消費者によるリサイクル率を高めるためには、わかりやすく単純なシステムの構築が必要であることが示唆される。DerksenとGartrellによる、カナダでの調査でも、分別容器や排出場所・時間が指定されている「構造化されたリサイクルプログラム」（a structured recycling program）があると、人々のリサイクル参加率が高まることが明らかにされている（Derksen & Gartrell，1993：439）。小松は、市町村が分別ルールを規定していることが消費者の分別コストを軽減している可能性を提示している（小松，2000：234）。石垣は大宮市のごみ収集ルール変更にとまなう政策実施過程を調査し、地域住民への政策の浸透に、自治会が重要な役割を果たしたことを指摘している（石垣，1999：192）。

4.3. ごみ減量化への個人的要因の検討

仙台市において、ごみ問題への対処行動を中心とする意識・実態調査を実施したのが、阿

部・中野らである。彼らは無作為抽出によって世帯を選び、各世帯の家事担当者に回答を求めている。阿部他では、家庭ごみおよび粗大ごみの有料化への賛否を規定する要因を、パス解析によって探っている。ごみ減量化への対処行動に対する協力の可能性と他者行動の認知、費用負担に関する不公平感、政治的有効性感覚の各変数の規定関係は、「他の人々が対処行動を実行していないと認知していること、そして対処行動に協力可能だと思っていることが、それぞれ、従量制を公平と考えることにつながっている。また、従量制を公平と考えることが、現在の費用負担に対する不公平感や、有料化への賛成に結びついている」（阿部他，1995：122）としている。中野他では、過剰包装拒否、使捨商品不買、資源回収協力、コンポスト容器利用の4つのごみ減量行動について、ルール遵守の規範意識、行為のコスト意識、ごみ問題への心配度の3つの要因がどのような構造をもって行動を規定しうるかを検討している。判別分析によって、規範意識が強く影響していることが、また、POSA（Partial Order Scalogram Analysis）によって、3要因の構造が行動ごとに異なることを明らかにした。すなわち、「使捨商品不買とコンポスト容器は、コスト感と心配度が改善されないと、規範意識が高まりにくく（中略）、資源回収協力は、コスト感が高かったり、心配度が低かったりしても、規範意識は高くなりうる」のである（中野他，1996：123）⁽¹⁰⁾。

青柳は日本全国の20歳以上の既婚女性を母集団として環境問題への意識を調査した。無作為抽出によって選ばれた対象者5,000世帯のうち、本人または家族が「ごみ問題」に関する環境保全活動に積極的に参加している660余世帯を中心に分析を行った。知見として「世帯年収が高いこと、主婦の学歴が比較的高いうえに就業していないこと、子どもがいること」がごみ問題に関するグループへの参加率が高い理由として挙げられた（青柳，1995：157）。

5. 今後の課題：ごみ問題に社会学が取り組むべき課題は多い

本稿ではこれまで、ごみ問題の問題性が多様であることを指摘し、究極的に発生しうるごみ問題を健康被害として、背後の問題構造を整理してきた。そして、リサイクル社会・循環型社会構築の可能性について論じた文献、ごみ減量行動の構造的要因・個人的要因について検討した論文を紹介してきた。以上の整理をふまえて、今後、ごみ問題に対して社会学が取り組むべき課題を論じることとしたい。

5.1. 有効な分析枠組み

ごみにともなう生じる健康被害（の可能性）を扱う場合には、受益圏・受苦圏論（梶田，1979）および飯島の被害構造論（飯島，1979，1993など）が有効であろう⁽¹¹⁾。

特に、越境処理にともなう問題については、越境先の生活環境の悪化は周辺住民だけに及ぼされるもので、都市住民にはまったく関係ない。この点では被害者と加害者が（地域的に）完全に分離した構造をもっているのである（小松，2000：230）。放射性廃棄物処理問題では、原子力発電による電力を享受する都市住民と、処理施設を受け入れざるを得ない地域住民との地

小松：社会的問題としてのごみ問題

域的分離だけではなく、さらに、現在世代（受益圏）と将来世代（受苦圏）が時間的に分離するという問題もはらんでいる。

健康被害は、収集・処理過程の現場、処理施設の周辺、不法投棄の現場で発生しうる。その原因としては、劣悪な作業環境、処理施設の不備、不法投棄による有害物質の不適正処理が指摘された。被害を受けるのはごみ処理システムの作業従事者と施設周辺住民および不法投棄周辺住民である。石綿廃棄物の事例や越境処理の事例でみたように、被害者はいわゆる社会的弱者であり、ごみ問題にとどまらず、「公害・労働災害・薬害（飯島、1979）」と同様の被害構造をもっているといえよう。

さて、本稿冒頭で図1を提示し、モノの流れを中心としてごみ問題の諸相を概観してきた。ここで行為主体の行為の及ぶ範囲と制約について指摘したい。モノがフロー図を流れていく過程でさまざまな行為主体が関与する。生産・産業システムでは資源採取業者、製造業者、流通業者が関与する。生活・消費活動では消費者が、ごみ処理システムではごみ処理業者と行政（国レベルから市町村まで）が関与してくる。生産・産業システムの監督指導にも行政が関与するし、消費者（市町村民）に対しては市町村が「啓発」活動をおこなう。そしてそれぞれの行為主体はそれぞれの制約条件に縛られて活動をしている。例えば、市町村は「自地域内処理原則」があるがために、原則として一般廃棄物を域外処理することはできない。消費者は居住地の分別ルールに従わなければならないし、事業者は産業廃棄物を自ら適切に処理しなければならない。本稿で紹介してきたように、これらの制約はすでに原則にすぎなくなっているが、これらの制約があるが故に、各行為主体はごみ問題を全体的な視点から認識しにくくなっているのではないだろうか。すなわち、ルールに則して分別したり（消費者）、産業廃棄物は処理業者に委託してしまえばそれでごみの行方には無関心であり、各自が排出したごみの環境への影響を意識しなくてもよいのである。モノの流れはフロー図として連続しているが、各行為主体の意識は当該行為主体の近辺までしか及んでいないと考えられるのである。小松は、自地域の一般廃棄物最終処分場の残存容量が地域住民にとってわかりにくくなっている点を「情報の断絶」の問題と指摘している（小松、2000：231-233）。

行為主体の制約条件は従来のごみ問題の研究では十分に考慮されていない。生産・産業システムからごみ処理システムまでの全過程を念頭に置いた、マクロレベルのごみ抑制・減量・資源化システム構築は必要であるが、各行為主体の制約条件をも考慮にいれる必要があるといえよう。そして、その際には飯島たちの「地域環境主義」（飯島、1997：175）は有効な視座を与えられよう。

5.2. 取り組むべき課題

ごみ問題は多様でしかも手がつけられていない部分が多い。取り組むべき課題は多いが、特に次の4点を指摘しておきたい。まず第一に放射性廃棄物の処理についてである。1980年代の海洋投棄問題が終息して以来、ごみ問題としての放射性廃棄物問題が十分に引き上げられていないと思われる。放射能による健康被害は被爆者個人に障害や死としてもたらされるだけでなく、世代を越えてまた地域的な広がりをもってもたらされるものである。この放射性廃棄物が、

日本における「周辺部の周辺部」(舩橋, 1998: 95)に転嫁されようとしている。そして、事故などによる放射能漏れの危険性も看過できないものである(高木, 1991: 149-150)。まずは、放射性廃棄物に関わる問題とは何か、整理が必要である。

第二の点は、公平な費用負担をめぐる問題である。リサイクルシステムを構築し、いわゆる循環型社会に社会を変革していくためのコストを誰がどのように負担するかについての議論が必要であろう。現行の「生産・産業」「ごみ処理」システムでは、「環境に配慮」した商品の開発コストは価格に転嫁され、ごみ処理コストは税金として徴収され、生活者・消費者の負担増を招いている。寄本(1994)の提案(4.1.参照)が実効性をもつためには何が社会的に必要な、消費者だけではなく、事業者・行政が直面している制約もふまえた議論が求められている。そのためには、生産・産業システムの担い手である事業者を対象とした調査研究が不可欠となる。モノのフロー図の上流で生産に携わっているだけではなく、産業廃棄物の排出者でもある事業者が現在、どのような状況におかれているのか、十分に調査されているとはいいいがたい。ゼロ・エミッションの成功事例(三橋, 1998など)も重要であるが、失敗事例から得られることも多いと思われる。また、ISO14000シリーズの認証取得がブームとなっているが、取得できる企業とできない企業、継続が難しい企業との差違は何か、国際規格の制度化にともなう弊害はないかなど、検討課題である。同様に、行政組織が直面している問題や制約条件についての調査研究も必要である。

第三の点は、個人的要因を検討する際に、対象者の範囲を拡大することである。阿部他(1995)、中野他(1996)が調査対象としていたのは当該世帯の主たる家事担当者である。ごみの減量・資源化行動には家事担当者が主として担う「ルールに則した行動」の他に、フリーマーケットへの参加など「自発的な行動」がある(小松, 2000: 234-235)。自発的行動の担い手は家事参加者に限らないし、青柳(1995)のように成人女性だけとは限らない。ルールが明示されていない自発的なごみ減量行動を促進する要因を検討する際には、例えば、中学生以上の男女を調査の対象者として想定する必要があるだろう。

最後に、取り組もうとしている問題がごみ問題のどの側面を扱っているのかを確認することの必要性を再度指摘しておきたい。本稿では、モノの流れ図を提示し、当該問題がどの過程において、いかなる当事者によって、何をめぐって生じている問題か、あるいはまたモノの流れを阻害する制度上・システム上の問題は何かを論じるべきであることを指摘した。そして、健康被害を究極のごみ問題として位置づけ、健康被害を生み出す要因およびその背後に潜む問題構造について整理してきた。社会学系の研究に限らず、ごみ問題の研究には、何をごみ問題として措定しているか不明瞭なものが多い。ごみ問題の問題構造の研究をすすめたり、ごみ減量化・循環型社会実現の可能性を今後検討して行くに当たって、学際的な研究はますます不可欠と思われる。その際に、方法論や理論枠組みの確認とともに、取り組もうとしているごみ問題とは何かを確認することが、実りある研究成果獲得のためにも必要とされるであろう。

注

- (1) なお、本稿においては「廃棄物」を「ごみ」と同義で使っている。廃棄物処理法では一般廃棄物と産業廃棄物に二分され、一般廃棄物は市町村が、産業廃棄物は排出事業者がそれぞれ処理責任義務を負っている。同法では、産業廃棄物として事業活動にともなって生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥など19種が規定されており、それ以外の廃棄物が一般廃棄物と規定されている。なお、この二分類の妥当性を疑問視する見解もある（馬場，1981；四阿，1989；磯野，1990など）。
- (2) これ以前のごみ問題の状況については溝入（1988）、柴田（1979）を参照されたい。
- (3) その後のアメリカにおける有害廃棄物対策と問題点については、植田（1986,1990）、フィールド（1989）、吉田（1992）などを参照されたい。
- (4) 紛争の事例については、例えば吉村（1984）、森島（1982）、成（1998）、土屋（1999）などを参照されたい。
- (5) 国外の越境処理事例については、モンタナリー（1989）、植田（1991）、寺西（1992）などを参照されたい。また、国際河川からの廃棄物の流入によって、地中海に油汚染が生じているとする報告もある（塚谷，1981：53）。
- (6) 日本国内の事例紹介としては、広島市（本田，1981）、相模原市（近藤，1981）、目黒区（桑原，1991）、東京都（藤村，1991）、沼津市（井手，1991）、兵庫県（春風，1997）などが挙げられる。海外の事例としては、韓国・タイ・フィリピンの首都の清掃事業（孫，1989）、韓国のごみ有料化政策（成，1997）などが挙げられる。
- (7) 生産過程の問題は資本主義的経済システムの問題としてすでに寄本によって1970年代初頭に指摘されている。一部の企業を除けば、「企業利益と企業成長本位の活動を続けてい」たのである（寄本，1972：90）。
- (8) 公的支援によってリサイクルシステム全体としては赤字とならないようにする方策。
- (9) デポジット制度は、使い捨て容器を減らすための方策として、販売時に預かり金を上乗せし、容器返還時に預かり金を返金するものである。アメリカにおける実践例と問題点を華山（1981）、橋本（1983）が紹介している。また、改良型デポジット方式とは、「デポジットの対象となっている特定の飲料容器などを大販売店等の回収拠点まで持参すれば預り金が返却されるが、分別収集に出される容器については返却されず、自治体の分別収集などのリサイクル事業費に充当される」もののことである（寄本，1994：13）。
- (10) 中野（2000a）、中野（2000b）も参照のこと。
- (11) 受益圏・受苦圏論を用いた分析としては、園部（1981）がある。また、本文では言及していないが、社会運動論の文脈で、船橋・船橋（1976）は「東京ごみ戦争」の解決過程を「対抗的分業」論によって説明している。

引用文献

- 阿部晃士・村瀬洋一・中野康人・海野道郎，1995，「ごみ処理有料化の合意条件－仙台市における意識調査の計量分析－」『環境社会学研究』1：117-129。
- 秋山紀子，1981，「ラブキャナル事件－米国における有害廃棄物問題－」『公害研究』10-4：39-46。
- 青柳みどり，1995，「環境保全活動を担う人々」『環境社会学研究』1：145-160。
- 浅野直人・大塚直・高橋滋・柳憲一郎・松村弓彦，1998，「廃棄物・リサイクルが一体となった健全な物質循環を促進する総合法制枠組（提案）」『ジュリスト』1147：55-62。
- 四阿秀雄，1989，「自治体の産業廃棄物行政と諸問題」『公害研究』18-4：53-59。
- 馬場耕三，1981，「産業廃棄物についての私見」『公害研究』10-4：47-50。

-
- Derksen, Linda and John Gartrell, 1993, "The Social Context of Recycling," *American Sociological Review*, 58 : 434-442.
- Field, Rodger C., 秋山紀子訳, 1989, 「合衆国における有害廃棄物管理」『公害研究』18-4 : 37-44.
- 藤川賢, 1997, 「産業廃棄物の広域移動と首都圏－地方関係」『総合都市研究』64 : 189-205.
- 藤村栄一, 1991, 「大都市におけるリサイクル社会の形成－東京都の場合－」『都市問題』82-5 : 17-33.
- 藤野周三, 1978, 「産業廃棄物の処理をめぐる諸問題」『公害研究』8-2 : 2-12.
- 船橋晴俊, 1998, 「開発の性格変容と意志決定過程の特質」船橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子編『巨大地域開発の構想と帰結 むつ小川原開発と核燃料リサイクル施設』東京大学出版会 : 93-119.
- 船橋晴俊・船橋恵子, 1986, 「『対抗的分業』の理論」『現代社会学』3-2 : 114-129.
- 原子力委員会編, 1984-1993, 『(各年版) 原子力白書』原子力委員会.
- 後藤典弘, 1997, 「環境への負荷の少ないリサイクル」『都市問題』88-7 : 3-12.
- 華山謙, 1981, 「デポジット制度の経済的影響－アメリカでの経験－」『公害研究』11-2 : 27-31.
- 春風敏之, 1997, 「兵庫県における廃棄物対策」『環境と公害』26-3 : 24-27.
- 長谷川公一, 1998, 「核燃料サイクル問題の経過と概要」船橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子編『巨大地域開発の構想と帰結 むつ小川原開発と核燃料リサイクル施設』東京大学出版会 : 43-72.
- 橋本耿一, 1983, 「米国に於けるデポジット制度の実態」『公害研究』12-4 : 64-68.
- 平田昭子, 1993, 「現代三多摩ゴミ事情－汚水もれの恐怖にさらされる地元住民－」『環境と公害』22-4 : 66-67.
- 本田博利, 1981, 「広島市におけるゴミの減量化・資源化運動」『公害研究』11-2 : 32-35.
- 堀畑まなみ, 1997, 「産業廃棄物の事業者責任に対する自治体の意識」『総合都市研究』64 : 207-219.
- 井手敏彦, 1991, 「リサイクル社会の形成と市民運動」『都市問題』82-5 : 47-58.
- 飯島伸子, 1979, 「公害・労災・薬害における被害の構造－その同質性と異質性－」『公害研究』8-3 : 57-65.
- 飯島伸子, 1993, 『改訂版環境問題と被害者運動』学文社.
- 飯島伸子, 1997, 「廃棄物問題の社会学的研究」『総合都市研究』64 : 171-187.
- 石垣尚志, 1999, 「ごみ処理事業における政策実施過程－埼玉県大宮市を事例に－」『環境社会学研究』5 : 183-195.
- 磯野弥生, 1990, 「産業廃棄物と法」『公害研究』19-4 : 8-13.
- 磯野弥生, 1997, 「産業廃棄物処理法制と費用負担」『環境と公害』26-4 : 31-38.
- 河北新報報道部編, 1990, 『東北ゴミ戦争 漂流する都市の廃棄物』岩波書店.
- 梶田孝道, 1979, 「紛争の社会学－受益圏と受苦圏－『大規模開発問題』におけるテクノクラートと生活者」『経済評論』28-5 : 101-120.
- 柏谷至, 1997, 「地方自治体における一般廃棄物行政の現状と問題点」『総合都市研究』64 : 247-255.
- 川上剛, 1998, 「ごみ収集・処理・リサイクルと清掃労働者の作業環境」『環境と公害』27-3 : 16-22.
- 小松洋, 1994, 「松山市における廃棄物問題の特徴」『松山大学論集』6-4 : 393-415.
- 小松洋, 2000, 「ごみ問題のミクロとマクロ－ごみ排出行為の「合理性」と情報の断絶－」木村邦博編『合理的選択理論の社会学的再構成』（文部省科学研究費補助金研究成果報告書 課題番号09410039） : 225-236.
- 近藤昇, 1981, 「都市におけるリサイクル－相模原市の場合－」『公害研究』11-2 : 41-45.
- 熊本一規, 1995, 『ごみ問題への視点 廃棄物とリサイクルの法制度と経済学』三一書房.
- 熊本一規, 1999, 『ごみ行政はどこが間違っているのか?』合同出版.
- 桑原美和子, 1991, 「大都市におけるリサイクルへの挑戦」『都市問題』82-5 : 59-70.
-

小松：社会的問題としてのごみ問題

-
- 三橋規宏, 1998, 『ゼロエミッションと日本経済』岩波書店.
- 溝入茂, 1988, 『ごみの百年史 処理技術の移りかわり』學藝書林.
- Montanari, Armando, 宗田好文訳, 1989, 「イタリアにおける産業廃棄物の処理問題」『公害研究』19-2: 35-38.
- 森島昭夫, 1982, 「公共事業と差止—津島ごみ焼却場差止訴訟—」『公害研究』11-3: 17-22.
- 村田徳治, 1990, 「産業廃棄物の現状と課題」『公害研究』19-4: 2-7.
- 永井進, 1981, 「放射性廃棄物処分の現状と課題」『公害研究』10-4: 2-9.
- 永井進, 1997, 「一般廃棄物の処理責任と費用負担の在り方—『容器包装リサイクル法』に関連して—」『環境と公害』26-4: 23-30.
- 中島篤之助, 1977, 「放射性廃棄物の処理・処分問題について」『公害研究』6-4: 26-35.
- 中野康人, 2000a, 「ごみ減量行動協力の可能性—減量行動協力意志に関わる意識の構造—」木村邦博編『合理的選択理論の社会学的再構成』（文部省科学研究費補助金研究成果報告書 課題番号09410039）: 237-260.
- 中野康人, 2000b, 「ごみ減量行動への協力をめぐる因果関係」木村邦博編『合理的選択理論の社会学的再構成』（文部省科学研究費補助金研究成果報告書 課題番号09410039）: 261-269.
- 中野康人・阿部晃士・村瀬洋一・海野道郎, 1996, 「社会的ジレンマとしてのごみ問題—ごみ減量行動協力意思に関する要因の構造—」『環境社会学研究』2: 123-139.
- 猿橋勝子, 1981, 「放射性廃棄物の海洋処分」『公害研究』10-4: 11-21.
- 関口鉄夫, 1996, 『ゴミは田舎へ? 産業廃棄物への異論・反論・Rejection (拒否)』川辺書林.
- 柴田徳衛, 1979, 「都市の死命を制する廃棄物問題」『公害研究』8-3: 2-11.
- 園部雅久, 1981, 「紛争化社会と公共事業—紛争類型と解決策の検討—」『都市問題』72-12: 66-83.
- 孫永培, 1989, 「アジア3カ国（韓国, タイ, フィリピン）の首都における清掃事業と資源化活動の実態」『公害研究』19-2: 39-49.
- 成元哲, 1997, 「韓国のごみ有料化政策の現状と課題」『環境と公害』26-4: 62-63.
- 成元哲, 1998, 「『リスク社会』の到来を告げる住民投票運動—新潟県巻町と岐阜県御嵩町の事例をてがかりに—」『環境社会学研究』4: 60-75.
- 鈴木良, 1987, 「石綿廃棄物の諸問題—空母ミッドウェイ改修をめぐって—」『公害研究』17-1: 65-69.
- 田口正巳, 1991, 「リサイクル社会の形成と自治体行政の役割」『都市問題』82-5: 35-45.
- 田口正巳, 1997, 「廃棄物回避管理制度の理念と現実」『都市問題』88-7: 39-49.
- 田口正巳, 1998, 『ごみ問題百科Ⅱ 争点と展望』新日本出版社.
- 田口正巳, 1999, 『これからのごみ行政—環境先進国への途—』ケイ・アイ・メディア.
- 田島征三, 1995, 「日の出第2廃棄物処分場」『環境と公害』25-1: 67-68.
- 高木仁三郎, 1991, 『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』七つ森書館.
- 高橋勇悦, 1980, 「都市問題」『季刊労働法別冊』7: 124-128.
- 田中勝, 1989, 「医療廃棄物の適正処理確保策の検討」『公害研究』18-4: 45-52.
- 田中勝, 1995, 「医療廃棄物処理の制度と問題点」『環境と公害』24-4: 35-41.
- 谷口吉光, 1996, 「住民のリサイクル行動に関する機会構造論的分析」『環境社会学研究』2: 109-122.
- 寺田良一, 1997, 「廃棄物と環境問題に関する自治体の問題意識」『総合都市研究』64: 221-232.
- 寺西俊一, 1992, 『地球環境問題の政治経済学』東洋経済新報社.
- 塚谷恒雄, 1981, 「地中海の汚染状況とMED POL」『公害研究』11-2: 46-55.
- 土屋雄一郎, 1999, 「廃棄物コンフリクトのマネージメント手法としての社会環境アセスメント—長野県阿
-

-
- 智村の事例から－』『環境社会学研究』5：196-209.
- 植田和弘, 1981, 「資源リサイクルの原理」『公害研究』11-2：2-10.
- 植田和弘, 1986, 「アメリカの有害廃棄物政策－RCRAとSuperfund－」『公害研究』16-1：49-59.
- 植田和弘, 1990, 「スーパーファンドの中間決算書－CERCLAからSARAへ－」『公害研究』19-4：14-20.
- 植田和弘, 1991, 「ECの有害廃棄物問題－越境移動問題と中心に－」『公害研究』20-3：57-63.
- 鵜飼照喜, 1997, 「長野県の産業廃棄物問題と自治体行政」『総合都市研究』64：233-246.
- 山本耕平, 1987, 「資源化行政 様々な展開」『リサイクル文化』19：36-42.
- 横山正樹, 1981, 「核廃棄物の海洋投棄反対運動」『公害研究』10-4：22-29.
- 寄本勝美, 1972, 「ゴミ問題の背景とそれへの挑戦」『都市問題』63-6：78-97.
- 寄本勝美, 1991, 「“ごみ二法案”をめぐる動きと二つの提案」『都市問題』82-5：3-16.
- 寄本勝美, 1994, 「リサイクルをめぐる公共政策と経済的手法」『環境と公害』23-3：7-13.
- 吉田文和, 1992, 「米国の有害廃棄物政策の現状と問題点」『公害研究』21-4：41-53.
- 吉村功, 1984, 「小牧・岩倉のごみ判決をどう読むか」『公害研究』14-2：54-59.

(こまつ・ひろし)

2000年5月17日受理, 2000年6月10日掲載決定